

Swimmy Friends

- ご利用料金について -

スイミーフレンズでは自動福祉法に基づく放課後等デイサービス事業を運営しています。
ご利用料金の1割のみ、ご家族さまの自己負担となります。
ご利用料金については、前年度の世帯収入額に応じて1ヵ月の最大利用負担額が決められているため、
それ以上のご負担は基本的にございません。
また、受給者証に記載されている上限額を超えることはありません。

- ※以下の費用は、介護給付費支給の対象ではないため、実費でご負担をお願いしております。
- 療育活動にかかる材料費や屋外活動（動物園等施設の施設利用料）などの実費
 - おやつ、お茶代等（¥100/日）

所得区分	前年度の世帯所得	負担上限額
非課税世帯	市町村民非課税世帯	¥0/月
一般1	概ね890万円まで	¥4,600/月
一般2	上記以外	¥37,200/月

※上記の表は、平成27年度算定基準に準じた上限額です。詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

【一回あたりの利用料金例】

項目	学校のある日	学校のない日
基本給付費	¥4,820	¥6,220
児童発達支援管理責任者任加費	¥2,050	¥2,050
任加費 指導員加配加算	¥1,930	¥1,930
送迎加算（往復送迎利用の場合）	¥1,080	¥1,080
【A】費用計 ※小数点以下切り捨て	¥9,880	¥11,280
【B】処遇改善加算（5.9%）	¥583	¥666
利用料合計 【A】+【B】	¥10,463	¥11,946
ご家族さま負担額（利用料の1割）	¥1,046	¥1,195



（例1）1ヵ月12回利用した場合のご請求額（学校のある日）

通所給付費利用者負担額	¥1,046×12回	¥12,552
その他、おやつ・創作材料費	¥100×12回	¥1,200
ご請求金額		¥13,752

ただし、ご利用者さまの受給者証に記載されている負担上限額以上の金額は発生いたしません。

（例2）負担金上限額が¥4,600で、1ヵ月12回利用した場合のご請求額（学校のある日）
通所給付費利用者負担額は¥12,552が通常ですが、上限が¥4,600のため以下となります。

通所給付費利用者負担額	12回	¥4,600
その他、おやつ・創作材料費	¥100×12回	¥1,200
ご請求金額		¥5,800

※お預かり時間や区役所の判定により、ご家庭の負担額が変わる場合がございます

